

議案第 5 号

おいらせ町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

おいらせ町職員の修学部分休業に関する条例を別紙のとおり定める。

平成30年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

県の取扱いに準じて、職員が大学等に修学するために必要と認められる期間について、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認する旨を定めるため提案するものである。

おいらせ町職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認等)

第2条 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他規則で定める教育施設とする。

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(給与の減額)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料月額並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当及び規則で定める手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

2 修学部分休業をしている職員に対するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員」とする。

(承認の取消し)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のい

ずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 修学部分休業の承認に係る教育施設を退学したとき。

(2) 正当な理由なく、修学部分休業の承認に係る教育施設を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

2 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該修学部分休業の承認を取り消すことができる。

(施行事項)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(おいらせ町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

2 おいらせ町一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成25年おいらせ町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認